

システム開発（変更）計画書

こども支援課

出産・子育て応援給付金システム

1	開発システム名（ 新規 ・変更）	出産・子育て応援給付金システム
2	目的	<p>核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。</p> <p>については国が、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」の支給を行うため、システムを構築する。</p>
3	開発システム概要	別紙のとおり
4	現状・問題点及び開発の必要性	<p>本給付金は住民基本台帳や健康管理システムを活用し、必要な情報を取得することにより、給付対象者を特定し、申請書、案内書、支給決定通知書及び振込データの作成等を行う。また、早期かつ正確に支給を行い、支給実施後の管理等を行うため、システム開発をする必要がある。</p>
5	記録項目	住所、氏名、生年月日、個人番号、世帯情報、妊娠情報、振込口座情報
6	出力帳票	申請書、案内書、返戻・却下通知書、支給決定通知書
7	開発の効果	早期かつ正確に給付金の支給を行うことが可能となる。
8	外部への資料提供	無
9	非開示事項	無
10	委託処理	無
11	管理責任者	こども支援課長 明德 義和
12	実務責任者	こども支援課 児玉 一成

出産・子育て応援給付金 概要

1 制度内容

核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

については国が、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「出産・子育て応援給付金」の支給を行うため、システムを構築する。

2 給付対象者及び給付額

① 出産応援給付金

出産応援給付金の支給対象者となる妊婦は、以下のアからウまでに掲げる者のうち、出産応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者とする（支給額は妊婦一人当たり5万円）

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）

② 子育て応援給付金

子育て応援給付金の支給対象者となる出生した子どもを養育する者については、以下のア又はイに掲げる対象児童を養育する者であって、子育て応援ギフトの申請時点で日本国内に住所を有する者とする（支給額は新生児一人当たり5万円）

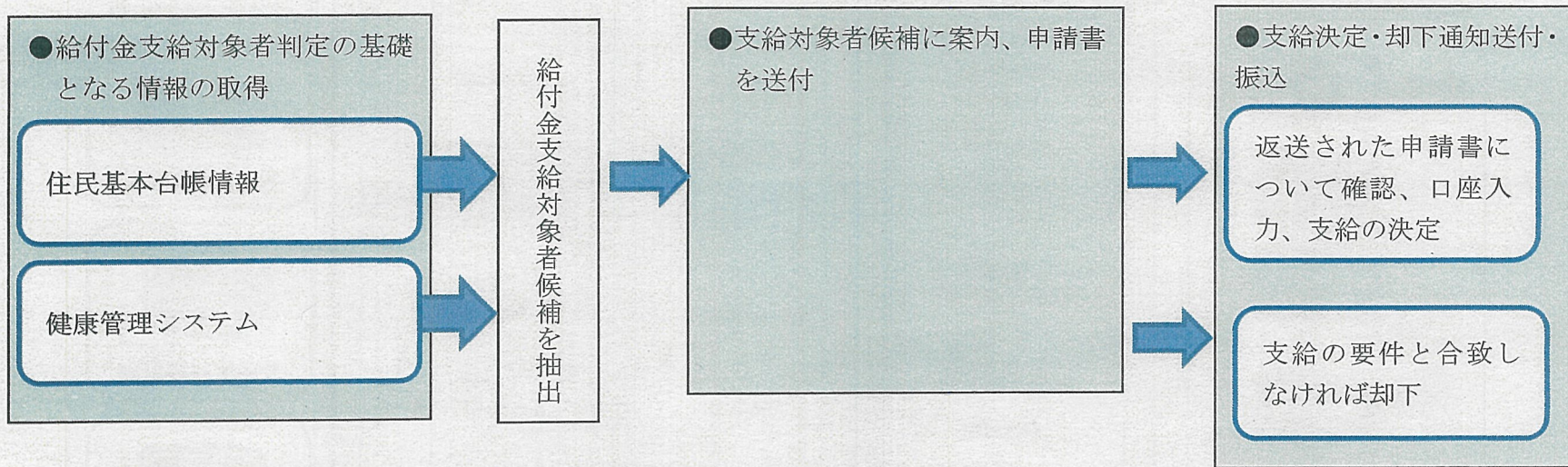
ア 事業開始日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童であって、日本国内に住所を有する者

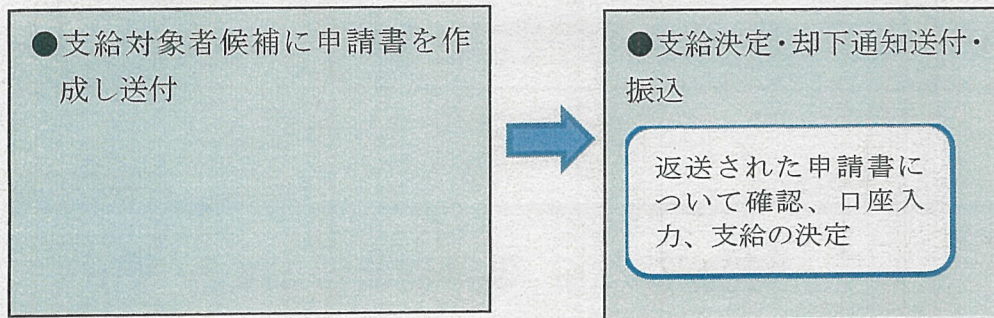
3 システムによる支給対象者決定等

※別添「出産・子育て応援給付金 システム概要」参照

①令和4年4月1日～事業開始日までの間に妊娠の届出の提出のあった妊婦及び出生のあった児童の養育者



②事業開始日以降に妊娠の届出の提出のあった妊婦及び出生のあった児童の養育者



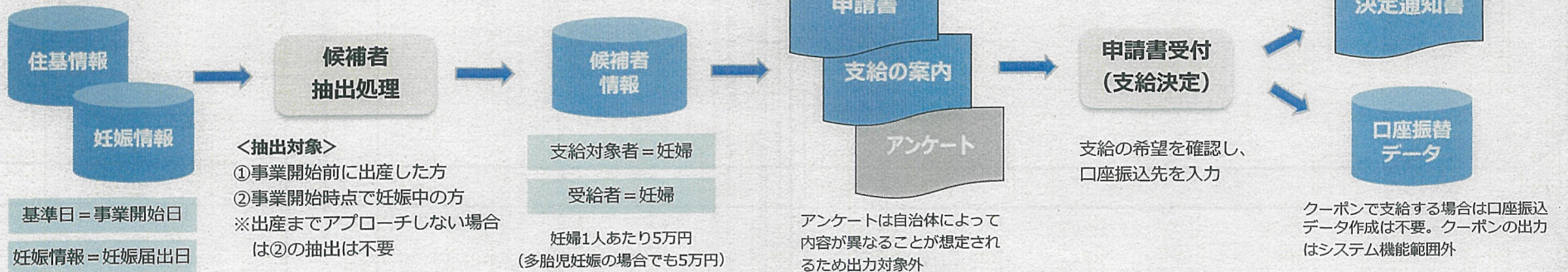
出産・子育て応援給付金 システム概要



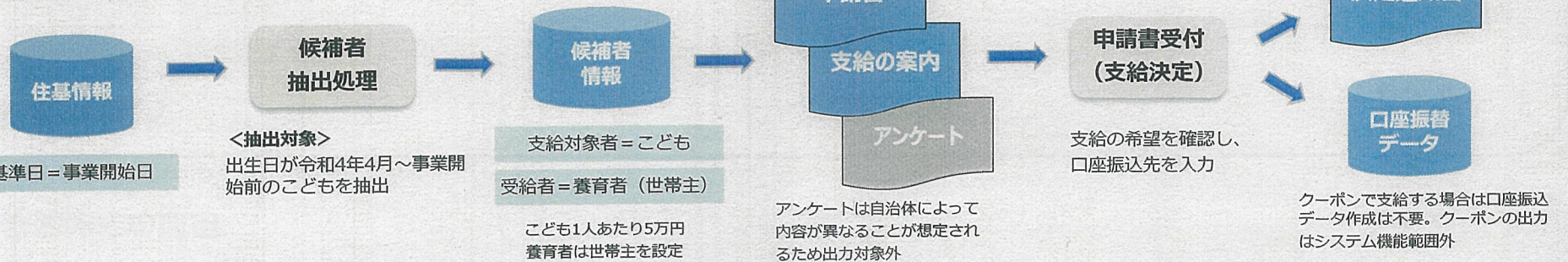
出産・子育て応援給付金 システム運用

■事業開始前の運用（遡及支給）

出産応援ギフト

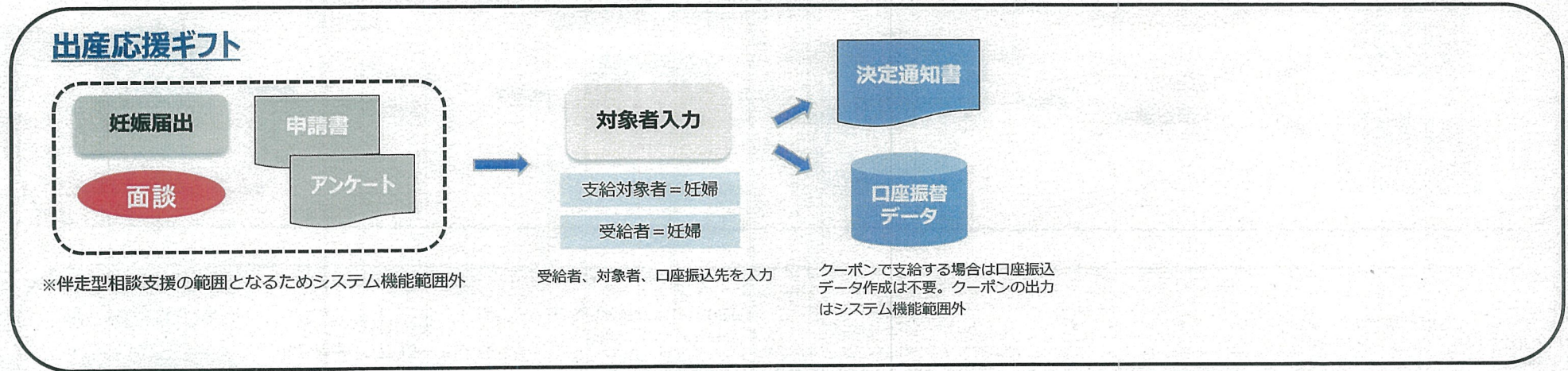


子育て応援ギフト

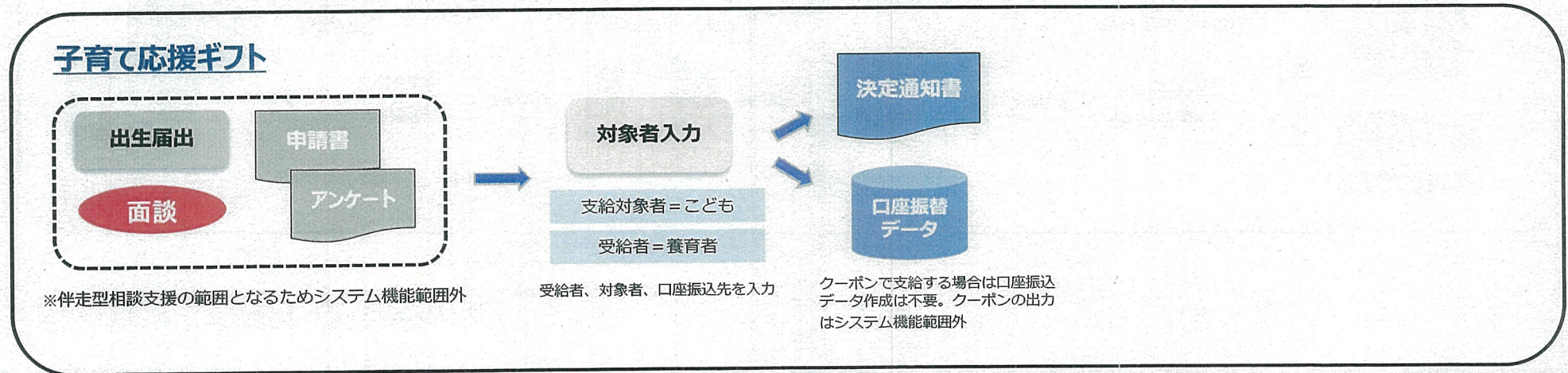


出産・子育て応援給付金 システム運用

■事業開始後の運用



6



出産・子育て応援給付金 運用スケジュール

※事業開始（令和5年2月1日）後の妊娠届、出生届の対象者については都度システムに入力し管理を行います。

<支給スケジュール>

